

第3子以降学校給食費無償化事業のお知らせ（令和7年度申請分）

この事業は、多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備することから、保護者が一定の要件を満たす場合に、小中学校に在籍する第3子以降の学校給食費を無償とする事業です。（この事業は年度ごとの申請が必要になります。）

◆この事業の受けられる対象の要件

- ① 生計を同じにする18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）までの子のうち、年齢の高い方から数えて3番目以降の子であること。
※令和7年度は、平成19年（2007年）4月2日以降に生まれた子どもから数えて、第3子以降の子どもが対象になります。
- ② 第3子以降の児童生徒が市立小中学校に在籍し、学校給食の提供を受けていること。
- ③ 生活保護に規定する教育扶助費のうち、学校給食に係る費用を受給していないこと。
- ④ 保護者と同一の世帯の児童生徒に学校給食費の滞納がないこと。

○対象となる児童・生徒の例

| | 第1子 | 第2子 | 第3子 | 第4子 | 対象となる子 |
|----|-------|-------|--------|--------|---------|
| 例① | 市立中学生 | 市立中学生 | ○市立小学生 | ○市立小学生 | 第3子、第4子 |
| 例② | 高校生 | 市立中学生 | ○市立小学生 | | 第3子 |
| 例③ | 大学生 | 高校生 | 私立中学生 | ○市立小学生 | 第4子 |
| 例④ | 私立中学生 | 私立中学生 | 私立中学生 | ○市立小学生 | 第4子 |
| 例⑤ | 市立中学生 | 市立小学生 | 未就学児 | | 該当なし |

◆申請方法と申請期限

- ① 右記のQRコードから電子申請または、「松阪市第3子以降無償化申請書兼同意書」を松阪市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入してください。対象者が複数人いる場合でも、申請書兼同意書は1枚で申請していただけます。
- ② 申請書に記載した子のうち、松阪市立小中学校に在籍している子と未就学児を除いた子の有効な健康保険証または資格確認書（コピー）を申請書兼同意書裏面に貼り付けてください。
- ③ 申請書を申請先に提出してください。

申請期限 令和7年1月7日（火）から
令和7年1月21日（火）まで

◆電子申請以外の申請書提出先

- 各小中学校
- 教育委員会事務局給食管理課（TEL 61-1155）
- 北部教育事務所（TEL 48-3821）
- 西部教育事務所（TEL 32-2300）

インターネットによる申請

インターネットによる電子申請は、QRコードまたはURLより、案内に従って申請してください。

URL：

<https://logoform.jp/f/g0AEc>



【QRコード】

※申請期限を超えた場合は、随時申請扱いになります。

◆**随時申請**

申請期限内の申請漏れをした方や、途中に無償化の要件を新たに満たすこととなった場合は、速やかに申請書を提出ください。申請が遅れた場合、無償となる期間が短くなります。

申請日（必要書類を完備し、受付けた日）の属する月の翌月分から無償となります。

なお、申請日によっては無償化の要件を満たした場合でも、一ヶ月分の給食費は学校で登録した給食費の引落口座から引き落とされます。（給食費無償化分は後日還付します）

◆**決定通知（審査）について**

審査結果は3月中旬に通知します。

※切日（1月21日）後に申請し、審査が間に合わない場合は、通知が遅れる場合があります。

※審査の際に提出物が別途必要な場合は、個別にご連絡します。

※アレルギーなどで除去食の場合は、除去食として決められた実費額が無償となります。

※無償化の給食費相当分は、市が給食会計に給食費（実費額）を支払います。

◆**決定後、世帯の状況が変化した場合**

決定後、年度途中で世帯状況が変更になった場合（扶養している子の人数に変更があった場合など）は、速やかに給食管理課（61-1155）まで連絡のうえ、変更届を提出してください。

扶養している子が減った場合は、無償化の決定を取り消すことがあります。

○記入例は市ホームページに記載しています。<https://www.city.matsusaka.mie.jp/>

【問い合わせ・申請書等提出先】

〒515-0031 松阪市大津町1768番地1

松阪市教育委員会事務局 給食管理課（松阪市学校給食センター内）

電話 0598-61-1155